

平成15年第5回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成15年9月25日

午前10時30分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	猪川恭弘
--------	-----	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助長	役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長		栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長		西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長		藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長		植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長		野崎一也
健康推進課長	西田哲也	環境対策課長		清水孝悦

住 民 課 長	西 谷 桂 子	都 市 建 設 部 長	北 村 光 朗
建 設 課 長	堤 和 雄	建 設 課 参 事	今 西 弘 至
観 光 産 業 課 長	田 口 好 夫	都 市 整 備 課 長	藤 本 宗 司
教 委 総 務 課 長	清 水 建 也	生 涯 学 習 課 長	阪 野 輝 男
上 下 水 道 部 長	池 田 善 紀	上 水 道 課 長	水 田 美 文
下 水 道 課 長	谷 口 裕 司		

---

## 1, 議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 決算審査特別委員長報告について

日程 5. 各常任委員会の先進地視察について

日程 6. 議会運営委員会の先進地視察について

日程 7. 都市基盤整備特別委員会の先進地視察について

日程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 発議第 7号 イラク復興支援での自衛隊派遣、平和貢献に関する  
意見書について

追加日程 2. 発議第 8号 県立高校の再編計画の見直しを求める意見書につい  
て

---

## 1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前10時30分 開議)

○議長(森河昌之君) おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、全員出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従って議事を進めてまいります。

まず日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。6番、浅井委員長。

○建設水道常任委員長(浅井正八君) それでは、建設水道常任委員会審査結果についてをご報告させていただきます。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、9月16日、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果について報告させていただきます。

まず初めに、本会議からの付託議案であります。議案第43号 平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)について議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、配管図の電算化対応ということで、各家庭に回られて確認されると思うが、その対応方法について質疑があり、理事者より、各家庭に入りますので、十分周知しながら進めてまいりたい。委託業者には証明書を発行していく考えであると答弁を受けました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものとなりました。

次に、承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について)を議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より質疑はありませんでした。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で承認すべきものとなりました。

続いて、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者より説明を求めたところ、流域下水道事業の8月末における進捗状況は、安堵町におけます中継ポンプ築造工事については、約97%の進捗率である。次に、竜田川幹線管渠第4号工事、稲葉車瀬の発進基地から三郷町勢野東までの工事は、現在18%の

進捗率である。

町の公共下水道事業の進捗状況については、6月議会で議決をいただいた竜田汚水幹線管渠工事2件は、本体工事に着手するため準備作業が終わったところである。次に、6月に発注した服部1丁目地内の面整備1件、管渠埋設工事は現在作業が進められており、10月17日の完成を目指している。法隆寺西1丁目地内の面整備については、管渠埋設工事として2件、9月16日に入札執行がされ、9月18日から翌年3月10日までの工期で施工する予定である。

さらに、今後公共下水道が供用開始されることで不用となる浄化槽の再利用について、有効な利用方法の考え方として、雨水貯留施設に転用し、雨水の有効な利用を行うものに対し、転用に要する費用の一部を補助することにより、降雨時の内水対策及び水資源の有効利用を図りたい。補助は、改造工事をみずから負担して行う個人、また事業者を対象とし、対象事業費の3分の2を補助金とし、補助金には上限額を設定する予定である。なお、財源確保には国の補助制度も活用し、奈良県下でも実績が少ないため、上部機関とも十分協議をし進めてまいりたいとの報告を受けました。

質疑を受けたところ、考え方を示してもらったが、金額的なことがわからない。いつごろ決められるのか、もし町で考えられている金額があるならば教えてもらいたいとの質問に、大まかな改造費用はつかんでいるが、周辺自治体もこうした手法で検討されており、そうしたものを勘案しながら現在検討しているところであるとの答弁を受けました。

また、補助対象者として、町は、個人、事業者がどのくらいあるのか把握しているのかの質問には、現在整備の終わっている79ヘクタールの戸数は把握しているが、細かいところまで数字は把握しきれないとの答弁を受けました。

次に、各課報告事項について、町営住宅について、県事業の協議について、斑鳩町開発指導要綱等の見直しについて、観月祭について、ふるさと秋祭りについて、宅地造成工事に伴う水道工事による事務費、通水費の算出について報告を受けました。質疑応答につきましては、ご報告を省略させていただきます。

また、その他についても、委員より質疑がございましたが、理事者より一定の答弁がなされております。

以上が開会中におけます当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますよう

お願い申し上げます。

最後に、当委員会として、公共下水道事業に関することについて及び委員会条例第2条第1項第3号に定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決し、議長に申し入れをしました。

また、当委員会所管事務について、先進地視察を計画し、計画書を議長に提出しております。いずれも議員各位のご理解を賜りますようお願いし、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。12番、木田委員長。

○厚生常任委員長（木田守彦君） それでは、厚生常任委員会の審査結果について報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、9月17日、全委員の出席もとに委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果について報告いたします。

まず、初めに、本会議からの付託を受けました議案第37号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑をお受けしたところ、昨日の市町村合併調査研究特別委員会において、7町の比較の資料が出されたときに、保育料に関して大きな差が出ていたが、合併問題の中ですり合わせは進んでいるのか、また見通しはどうかとの質問に対し、現在調査段階ですり合わせの段階まではいっていない。今後担当の方で色々考えていただき、幹事会でも素案をまとめ、協議会へ提出させていただくとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものといたしました。

次に、議案第41号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑をお受けしたところ、会計年度のくくりが変わったが、会計的な事務の中で何か影響はあったのかとの質問に、事務的にはほとんど影響はございませんとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものといたしました。

次に、議案第42号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

についてを議題とし、質疑をお受けしたところ、ケアマネジャーのリーダーを養成する研修という項目があったと思うが、斑鳩町としてどのような動きなのか、7町の中ではどうなのかとの質問があり、15年度について今のところ研修予定はございませんが、ケアマネジャーの地域における支援体制の強化を図るために、地域の実情に応じた介護や内外にわたるケア体制の構築など、質の向上を目指して取り組んでいるとの答弁がありました。

また、介護保険料の徴収において、今後滞納が出てくるのではないかと懸念を持っているが、今後どのような取り組みをされていくのか聞きたいとの質問に、保険者の方には制度的なことをもっと理解していただきたいということで対応している。督促状を出すだけでなく、電話でお願いもしている状況である。今後は、他の税でも行っているように、個別に徴収に回らせていただくことも考えているとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものといたしました。

次に、議案第44号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の変更についてを議題とし、質疑をお受けしたところ、委員より若干の質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がされております。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものといたしました。

続いて、陳情第5号 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の「現に子がいないこと」要件の削除などに関する意見書提出に係る陳情書、陳情第6号 法律などで性別の記載を義務付けている文書の性別記載の必要性の見直しと削除を求める意見書提出に係る陳情書、陳情第7号 町の公的文書中の不要な性別の記載の削除などを求める陳情書の3議案については、内容等が関連することから、一括で議題とし、質疑をお受けしたところ、こういう陳情書が出て改正になったときに、果たして行政として、今考えられる時点でどういう支障があるのかとの質問に、法律の中では、3年間の間でこうした問題点等があれば見直していくということであるが、性別自体が変更されるだけで問題はないのではないかと思うとの答弁がありました。

それでは、町としては申請書等で性別の項目を設けているが、趣旨にそって性別を削除しても支障はないということかとの質問には、法的には性別の記載が明記されているものについては当然削除ということにはなり得ない。ただ、町が単独で発行するような

書類での性別等を削除しても問題はないと思うが、どれだけの項目があり削除しても問題がないかどうかということ調査研究させていただけたらと思うとの答弁がありました。

次に、継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題とし、理事者より説明を求めたところ、前回の厚生常任委員会以後の進捗状況として、建設候補地の地権者の方々に協力を得るべく、8月26日に第3回目の用地交渉を行った。今後もさらに理解が得られるように努力したいとの説明を受けました。

委員からは質疑がなく、終わることいたしました。

次に、各課報告事項といたしまして、まず、定例会に提出されております議案第40号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、各担当課よりそれぞれ説明を受け、当委員会として異議なく了承することいたしました。

そのほか、住民基本台帳ネットワークシステムの第2次稼働に伴う状況について、郵便局における証明書等の交付取扱い件数の状況について、またその他として委員より質疑があり、理事者より一定の答弁がされておりますが、ご報告を省略させていただきます。

以上が開会中におけます当委員会にかかわります主な審査の概要であります。詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

最後に、当委員会として、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の「現に子がいないこと」要件の削除などに関する意見書提出に係る陳情書、法律などで性別の記載を義務付けている文書の性別記載の必要性の見直しと削除を求める意見書提出に係る陳情書、町の公的文書中の不要な性別の記載の削除などを求める陳情書、（仮称）総合福祉会館整備計画について、及び委員会条例第2条第1項第3号の定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れております。

また、当委員会所管事務について、先進地視察を計画し、計画書を議長に提出しております。いずれも議員各位のご理解を賜りたいと思います。

以上で厚生常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。2番、松田委員長。

○総務常任委員長（松田 正君） 総務常任委員長の松田正です。

総務常任委員会は、本会議から付託をされました6事案をはじめ総務常任委員会に係る事項について審査を行うため、9月18日午前9時から会議を開きました。その審査の主な概要と結論について報告をいたします。

まず初めに、本会議から付託を受けました議案について報告をします。

議案第35号 斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についてであります。

改正の要点は、地方自治法の一部改正により、都道府県部局数の法定制度が廃止されたことによるもので、条例の根拠条文を整理するためのもので、格別の質疑もなく、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例の改正要点は、公職選挙法の一部改正により、不在者投票制度の一部が改められ、期日前投票制度が創設され、これに対応する投票管理者及び投票立会人を新たに設置することに伴う報酬等を追加して定めることにしたもので、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第38号の財産の無償譲渡についてであります。

この事案については、これまでの経緯を踏まえて、峨瀬自治会に地域集会所用地、面積49,60平米の無償譲渡をしようとするものであります。この事案につきましては、本会議での総括質疑のあったことを念頭に置き、必要と思われる資料の提示を求め、慎重な審議を尽くしてきたところであります。

その主要な論点について紹介をいたしますと、次のようなことになろうかと思えます。

各委員からは、1つに峨瀬自治会より提出された地縁団体参加者名簿に不都合な点はないのか。そのことによって、今後に住民間でわだかまりを残すことはないのか。2つに、無償譲渡と有償譲渡の区分に分けられているのはいかなる理由によるものか。3つに、指導要綱では、必ずしも地縁団体でなければ補助金交付の対象とはならないと規定していないが、無償譲渡する場合は、地縁団体としての法人格を有する団体であることが前提となることを明確にすべきではないのか等の質疑、意見が交わされました。

これに対し理事者側から、1つに、地縁団体としての参加者名簿については現在確認調査中であるが、地縁団体としての認可条件に影響はないものと考えている。2つに、無償譲渡の基本的な位置づけとしては、当該用地が施設協力費を原資に地元集会所用地に充てることで購入した経緯を踏まえ、当該用地を無償譲渡することにしたものであり、有償譲渡する用地については、地元自治会の希望する敷地面積に応じることとし、有償譲渡することとした。3つに、要綱に基づく補助金の取り扱いと無償譲渡する場合の条件判断は、委員指摘の見解どおりであるとの答弁を得るなど、今後この種の取り扱いについては、事務処理手順など厳格を期すようにとの要望が述べられるなどの発言があり、原案どおり可決すべきものと決せられました。

次に、議案第39号 消防ポンプ自動車購入についてであります。

消防車両整備計画に基づく第1分団の消防ポンプ自動車を更新しようとするもので、12月中旬までに配車することを目途に購入する立場で対応しているということの承認を求めるものでありますが、委員からは、本会議での総括質疑にもありましたように、競争入札とはいえ2社によるもので、予定価格の100%落札などを考えると、果たして入札制度が機能していると言えるのかどうか、こういう立場からの質疑意見が展開されました。これに対し理事者側は、自動車とポンプの機能判断として、ポンプに重点を置いて指名競争入札を選択した。なお、保守管理面など特殊性などを十分に考えた結果であり、了承をいただきたいと強調。委員からは、特殊な条件のあることは理解するとしましても、今後さらに入札のあり方等については検討されるべきだとの意見が述べられました。

また、消防自動車更新による旧車両についてはどうするのか、消防活動の意識啓発の立場からも、展示品として活用することなどが考えられないかとの意見もありましたが、管理面の問題もあり、原則として廃車する方向で対応したいという意向を表明しています。

以上のような論議を得て採決に付したところ、原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第40号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,035万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ83億9,717万5,000円とするものでありますが、その主な補正内容につ

きましては、町長の提出議案説明の中で具体的に述べられていますので、割愛させていただきます、ここでは主な論点になった部分のみ簡単に報告をいたします。

特に歳入の面で地方交付税の減額補正の根拠となる算定基準と考え方についてや、歳出の教育費で小中一貫教育についての研修視察費を計上していることについての見解がただされました。地方交付税の減額措置については、臨時財政対策債の増額が認められることになっていることや、一貫教育視察研修地などについては、広島県や静岡県を視野に置いているけれども、今後慎重に検討し視察先を検討したい。なお、実施時期は11月下旬ごろになるとの認識が示されています。

以上のような問答を得て、議案第40号は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号 奈良県市町村職員退職手当組合理約の変更については、本会議で総括質疑のあったことを踏まえ、総務常任委員会は原案どおり可決すべきものと決しました。

以上申し述べましたように、本会議から付託を受けました6事案について、総務常任委員会はすべて満場一致の結論として原案どおり可決すべきものと決しましたことを改めて報告をしておきたいと思えます。

続いて、継続審査事案について申し上げます。

1つに、藤ノ木古墳の整備に関することについてであります。予定どおり発掘調査が進められております。現在墳丘範囲の調査が行われており、宝積寺跡の調査は9月下旬に着手する予定であること。今後の流れとしては、調査期間中に史跡藤ノ木古墳整備検討委員会を開催し、現地視察等の指導を得ながら発掘調査を進めることになる。調査結果については、11月中旬ごろ報道発表を行い、11月22、23日に、「史跡藤ノ木古墳開棺15周年記念 ――馬具復元品特別展示 ――」計画とあわせ、史跡藤ノ木古墳第5次発掘調査の現地説明会を開催を予定しているとの説明を受けたところであります。

2つに、史跡中宮寺跡の公有化について、関係者と交渉を始めているという報告を受けました。

総務常任委員会としては、引き続きこれら2議案については、継続審査事案として位置づけ、10月中には鳥取県国府町、島根県松江市を視察先として史跡・古墳整備のあり方について調査研修を行うことなどを予定しているところであります。

各課報告事項としては、1つに、平成15年度人事院勧告と町の対応について説明がありました。

人事院は、官民格差の是正を図るとして、平均年間給与の減額是正を行うよう勧告し、政府はこの勧告を尊重することと決定しています。これまで斑鳩町としても、これらに準拠することとしてきており、いずれ具体的検討結果をまとめ議会に提起することになるという前提で勧告内容の骨子の説明と、これを準用した場合の斑鳩町の試算推定額などについての説明がありました。具体的な対応については、今後の審議にゆだねることとしました。なお、報酬審議会の開催は、本年度は行わない方針であることが明らかにされました。

2つに、斑鳩町立町民プールの15年度の利用状況についての報告がありました。プールの使用期間は、7月1日から8月31日までの2カ月間で、利用者5,804人、大人1,819人、うち付き添い等280人、小人3,935人、うち幼児331人、昨年と比べて491人の減少となっているということでありました。なお、付添人や幼児の入場料の取り扱いやプール西側の日除け対策などにつきましては、来年の使用時期までの検討課題とすることが確認をされております。

最後にその他の事項として、龍田財産区のつり池訴訟の現状についての質問に対して、裁判で最後まで争うか、調停という段階をとるかの判断が近く求められることになると考えており、町としては裁判で決着を求めざるを得ないのではないかと、慎重にその対応を検討しているということでありました。

以上が総務常任委員会の審査の概要と結果の報告であります。よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げ報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 次に、日程4、決算審査特別委員長報告について、決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。7番、小野委員長。

○決算審査特別委員長（小野隆雄君） それでは、決算審査特別委員会のご報告をさせていただきます。

本会議から付託を受けました平成14年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてのほか6特別会計の認定の審査を行うため、9月9日、10日の2日間にわたり当委員会を開催いたしました。その内容と審査についてご報告を申し上げます。

審査に当たっては、まず初めに代表監査委員より決算審査意見書に基づく報告を受け、この報告に対しまして質疑を受けることとし、委員より若干の質疑があり、監査委員

から一定の答弁がされております。

続いて、収入役より平成14年度斑鳩町一般会計及び各特別会計の決算概要について説明を受け、これに対する質疑をお受けしたところ、委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

続いて、一般会計から順次審査を行うこととし、初めに認定第3号 平成14年度斑鳩町一般会計歳入歳出の認定について、第1款から各款ごとに説明を受け審査することといたしましたので、その概要について申し上げます。

第1款議会費では、委員から視察に関する旅費についての質疑がありましたが、事務局より一定の答弁がされたところであります。

第2款総務費では、平成12年度から試行的に実施していた行政評価について、平成14年度ではどのような前進が見られたのかとの質問があり、事務事業評価の調書の改良などとして、主に評価に用いる指標の点検を行うこと考えているが、非常に難しく、試行錯誤を重ねながらやっていきたいとの答弁がありました。

また、選挙の投票率が低下する傾向の中、要介護度の高い方が投票するという権利を行使できる状況をつくっていくべきではないかと提案してきたが、県と協議をしていただけかとの質問には、正式な要請は行っていないが、県の選挙管理委員会を担当する市町村課には、そういった話をしたことがある。県は国の動向を見定めながら慎重に審議していると思うとの答弁がありました。

さらに、行政サービスの向上を図るため、住民満足度調査の実施でアンケート調査を行ったとあるが、その結果、質的向上を図った具体例を教えてくださいとの質問には、公民館の窓口などの対応が悪いとの指摘があり、若い事務員を配置させるなどして改善の効果があらわれているとの答弁がありました。

次に、第3款民生費については、人権問題職員研修の実施をしておられるが、集会へ参加する職員の決定方法、また1つの団体の集会に公費を使って派遣する考え方についての質問があり、全職員を順番に割り当て研修を行っている。県の共催事業であり、あらゆる差別を撤廃していくということで、部落開放も含めた人権問題としてとらえて集会をされているとの答弁がありました。

また、保育料の不納欠損を出された経過についての質問には、転出先が不明、また他府県への転出により連絡がとれないため、平成6年度から8年度の3件の保育料について、地方自治法の金銭の債権の消滅時効により、納付通知後5年以上経過しているため

不納欠損処理をしたとの答弁がありました。

続いて、第4款衛生費については、奈良保健所の管轄が変わり、都1村、山添村、天理市が郡山保健所の管轄になり、また精神障害者の問題が町へおりてくる中で、保健衛生の問題に取り組むことで不便はなかったのかとの質問があり、郡山保健所はエリア拡大で苦勞されたと思うが、市町村としては今までの業務に変わりはない。他の市町村が入られたことで情報を得られるというメリットがあったと思うとの答弁でした。

また、親子水生生物の体験教室について、なぜ中止したのかとの質問には、以前から継続して実施しているが、14年度だけ事前に参加募集をしたが、参加希望者が予定人数まで集まらなかったのもので中止したとの答弁でした。

次に、第5款農林水産業費では、農業委員会の会議は、会議録ではなく要点筆記ということを知ったが、情報公開の進む中で記録としてきちんと残すべきではないかとの質問があり、質問者のおっしゃるような状況のときはありましたが、4月から要点筆記ではなく会議録として整理を進めているところであるとの答弁がありました。

次に、第6款商工費では、観光客がかなり減っているが、観光客の数字の把握の仕方についてどのようにしているのか確認の質問があり、町営駐車場の利用状況や法隆寺の参拝客であるとか、それらをもとに算定しているとの答弁がありました。

また、債務保証料の助成というのは、どういう目的でされ、こういった業種の方が受けておられるのかとの質問には、商工業者の経営の合理化、設備の近代化を図り、中小企業者の成長、発展及び振興に資するために、商工業者の債務保証に係る保証料を予算の範囲内で補給しておりますとの答弁でありました。

次に、第7款土木費では、未登記道路の整備だが、町道として登記ができていない部分があると思うが、着々と整理が進められているのかとの質問に、毎年計画的に進めている。底地の整理については、関係者の協力や地権者の相続の問題でなかなか進んでいないのが実情ではあるが、色々な機会をとらえて解消に努めているところであるとの答弁がありました。

いかるがパークウェイの整備について、電線の地中化は行うのか、公園のような道路をつくるということの中で、モデル区間だからこそ必要ではないのかとの質問には、電線類の地中化は、電気、通信、ガスなどの事業者と協議をされてきたが、モデル区間は農地が大半で将来の利用計画が不確定ということもあり、事業者が参加することは難しいとの姿勢で、共同溝の整備はできない状況にあるとの答弁でありました。

また、14年度にはJR法隆寺駅の北口の駅員の無配置時間が延長されるということで、北口の無配置についての協議も進めてほしいとの議論があったと思うが、その経過はどうなっているのかとの質問には、JR西日本が方向づけをされ、今は考えておられない。橋上化を図っていくことで親切丁寧な対応ができるようにしていくことが大事であるとの答弁がありました。

また、法定外公共物の譲与について、14年度ではどの程度進んでいるのか確認をしておきたいとの質問には、法務局の公図をもとに町の備えつけの地番図に落とし込みを行い、確認作業を行っている。各部署が管理している施設についても、確認をいただいているとの答弁でありました。

その他に、自治会で管理されている公園について、自治会の会員数が脱会により減少する中、維持管理に費用がかかり悩んでおられるところがあるので、町としても実態を見る中、よい方向がないか意識しておいてもらいたいとの意見がありました。

次に、第8款消防費では、火災だけではなく、災害時での心構えを常に訓練しておく必要があると危機感を持っているが、危機管理についてより一層行政で力を入れていただきたいとの意見に、昨年度より地区別防災訓練を行っている。また、自治会単位で消火訓練や防災訓練をやっておられると聞いており、消防団や西和消防とも連携を図り訓練に当たっていききたいとの答弁でありました。

また、音声遠隔装置の音がなかなか聞き取りにくいと言われていたが、改善の余地はないのかとの質問には、共鳴が起こるということで、3つのグループに分け、同時に放送しないで分けることで共鳴を防ぎ、聞こえやすいように改善を行っているとの答弁がありました。

次に、第9款教育費では、野外活動センターの利用人数は増えているが、利用回数は非常に少ない。野外活動をする施設としては不満のある施設とよく聞くが、仮に利用している団体などに委託して運営をしてもらったら、行政がするより利用が増えるのではないかと考える。そうしたことは検討できないのかとの質問に、利用者からの要望のあった施設の設置など改善もさせてもらっている。委託については、1年を通じて使用してもらい、よく利用されている方は一番よく理解されていますから、責任を持っていただければ、そうしたことも考えていきたいとの答弁でありました。

また、スクールカウンセラーの配置と心の教室相談員のその取り組みについての質問には、スクールカウンセラーは、斑鳩中学校に配置している。前年度と同じ先生に来て

もらっている。心の相談員も、民間の女性の方に来ていただいているとの答弁がありました。

さらに、人権問題地区別懇談会では、もっと参加してもらえる方法はないかということで色々意見が出ていたが、14年度は13年度と同じ方法で取り組まれたのかとの質問に、平成14年度から人権学習の地区別懇談会ということで町内を一巡する形で17年度まで実施する。その中で、学習内容、学習方法について見直しを検討させていただきたいとの答弁がありました。

第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費では、質疑はありませんでした。

次に、歳入全般について質疑をお受けしたところ、委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がされたところであります。

以上で、一般会計歳入歳出に対する質疑を終結いたしました。

続いて、認定第4号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、短期被保険者証について、事務をとられた中での状況について説明いただきたいとの質問には、今まで交付をしているが、分納に応じた納付をされている方については1年の保険証の交付をするよう改めており、若干件数も減ったと思うとの答弁でした。

次に、認定第5号 平成14年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

次に、認定第6号 平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑はありませんでした。

次に、認定第7号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、敷地内の工事で個人の負担がどれぐらいの金額になるのか住民の方は心配されている。その点を認識していただいて説明会に臨んでいただきたいが、考え方はどうかとの質問に、個人にかかる負担の問題は一番重要なものとなってくると思う。我々も一番心配しており、色々なパターンについて概算の見積もりをつくりながら説明会に臨みたいとの答弁がありました。

次に、認定第8号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、介護度の認定に当たり、老人は自分の健康状態を悪く言いたくないというところがあり、正当な評価が難しいと思うが、判定方法についてお聞きしたいとの質問に

、まず調査員が自宅に赴き調査し、あわせて主治医の意見書等も調査し、第1次の判定を行う。その結果と主治医意見書、調査書を勘案する中で、介護認定審査会において介護度の判定が行われるため、偏りなどは出てこないと思われるとの答弁がありました。

また、介護保険について重要な地域ケア会議を重要視しているが、その開催状況について説明を願いたいとの質問には、通常月1回程度開催しているが、在宅で介護されている方や介護保険運営協議会の方、また各事業所で情報交換や情報収集の場として会議を進めているとの答弁がありました。

以上で、それぞれ特別会計の質疑を終了し、この後委員会の意見集約を行うため休憩とし、再開後、認定第3号 平成14年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論を必要とすると申し入れがあり、討論を行うこととし、本件を認定することに反対の意見を求めましたところ、1点目に、多額に投資をされた住民基本台帳ネットワークシステムについて、国からの押し付けによる、しかも個人情報保護法が未整備という状況の中で進められ、町の持ち出しが非常に多かった。

2点目に、JR法隆寺駅舎について、調査費用が全額町の負担であり、お金を出さずに協議だけ参加するJRに対し、町も北口の問題を協議してほしいとしていたが、JRの方針を押し付けられた状況になっている。

3点目に、採用した職員から辞退が出ているが、わずかな採用に、多くの中から選ばれたにもかかわらず、そうした事態が起こるということは、検討が必要ではないのか。

4点目に、緊急雇用対策については、活用不足である。

5点目に、部落解放同盟の研究大会に、県が共催している状況のもと、公費で職員を派遣することは納得ができない。

6点目に、小集落地区事業で、平成12年度の残事業として多額の支出をしている。

7点目に、心のノートについて、文部科学省が決定し、おろしてきたものを何の疑問もなく採用し、仲間という本も県から言われ何の疑問もなく採用していることに納得ができない。

その他に、投票率がどんどん下がる中、選挙管理委員会は、投票率の向上に向け、さらなる努力をしていただきたい。観光商工の連携を強化し、町の活性化に努められたい。積み残しの事業や施策の整理、懸案事項の解決にさらなる努力をしていただきたい。そして、国の押し付けという状況が見える中、地方自治体として、町民の暮らし、福祉を守る立場での地方分権としての自覚を持ち、その姿勢を斑鳩町も貫いていただきたい。

ということを付け加えられ反対の意見とされました。

次に、本件を認定することに賛成の意見を求めたところ、決算の審査に当たっては、当該予算の執行によって行政効率が上げられているのか、それは最小の費用で最大の効果を上げているのかなどを着眼点に審査を行い、一部については改善や改良が必要な点も見受けられたが、大筋については、町長からの提案説明及び本決算特別委員会での成果の説明のとおり、一定の行政効果が上げられていると考えている。

今日の厳しい経済情勢の中ではあるが、引き続き諸施策の推進に真剣に取り組むことをお願いするとともに、特に財源確保について、地方交付税の減額、補助金の削減の上に、財源移譲の論議など本町を取り巻く環境は極めて厳しいことから、動向などに十分留意し、一般財源、特定財源ともその確保に鋭意努力されるようお願いする。

当委員会で審議された内容が単にこの場だけで終わることなく、今後の町政の推進に着実に反映されていくことを強く期待し、認定に同意するというものでした。

本件については、賛否両論であり、採決の結果、当委員会としては賛成多数で認定するものと決しました。

続いて、認定第4号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成14年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

以上が本会議より付託を受けました一般会計及び特別会計についての当委員会での審査の概要と結果であります。詳しくは後日会議録を作成し配布いたしますので、ご覧いただければ幸いです。

これをもって決算審査特別委員会委員長報告を終わらせていただきます。長時間ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第35号 斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第35号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第36号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第37号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第37号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第38号 財産の無償譲渡についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議ありとのことです。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 議案第38号 峨瀬自治会集会所建設用地の財産の無償譲渡について、反対の立場から意見を述べたいと思います。

3年前にわたる峨瀬自治会集会所建設問題は、平成12年8月、当時地元自治会員であった宮本勝吉氏から、私たち自治会員が集会所建設を承認していないのに、前自治会長であった東川義則氏ら一部役員で集会所の基礎工事を始めているので調べて止めてほしいという内部告発から始まりました。

そこで私は、平成12年9月で、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱に基づき、工事着工までの公文書が峨瀬自治会からどのような形で提出され、町はそれをどのように精査し受理したのかを調査いたしました。

その結果、工事着工に至るまでの必要書類は受理されておらず、私の9月議会の一般質問の事前通告日の平成12年9月4日の夜間に町職員2名が前峨瀬自治会長東川氏宅に出向き、公文書の不備をつくろうため次のような公文書を作成いたしました。

平成12年9月4日、峨瀬自治会から集会所施設整備費補助金交付要綱申請書提出、平成12年9月6日、町長より1,890万5,000円の集会所補助金内定通知、同年9月7日、集会所工事着工届、以上の公文書が平成12年9月8日の私の一般質問の前日までによって作成されていました。このような夜間に通常の文書を受けるというような町行政の事務執行は、前代未聞であります。

また、峨瀬自治会長に集会所建設を通達する以前の平成12年5月31日、峨瀬自治会長より土地開発公社の用地買取承諾書を提出、同年6月5日、町長が峨瀬自治会長東川氏に、町有地及び土地開発公社の土地使用承諾書を交付、同年6月6日、峨瀬自治会長が風致地区内工事許可申請書を町に提出、同年6月8日、町は風致地区内工事許可申請を県へ申達、同年7月4日、郡山土木へ建築確認申請、同年8月、集会所建設地鎮祭と、以上の手順で行政と自治会長と日本建設とで集会所建設を進めていました。

平成12年9月8日、以上のような虚偽公文書を踏まえ、私が一般質問で取り扱う公文書について質問したとたん、平成12年9月7日の工事着工届を、町が受理したにもかかわらず、1週間後の9月14日に工事中止届を前自治会長に働きかけ、町行政の今日までの事務執行の失態をつくろうため中止届の理由を、峨瀬自治会に地縁団体を設立するまでは工事を中止すると問題をすり替えました。

以上の理由で、平成12年9月14日から3年以上峨瀬自治会集会所建設工事は中止となり、基礎工事のまま放置されています。

ところが、平成14年1月19日、峨瀬自治会集会所建設を請け負った日本建設が、峨瀬自治会長宮本勝吉氏に対し、契約不履行事件として損害弁償709万円を支払えという訴えを奈良地裁に起こしました。平成15年3月25日、契約不履行で訴えられていた峨瀬自治会長が日本建設に600万円を支払い、契約不履行の損害弁償金ではなく、和解という形で裁判を終結させました。平成15年7月14日、全峨瀬自治会員の承認も得ず、現在の自治会員とは構成が異なる3年前の自治会総会の決議だけで峨瀬自治会長宮本勝吉氏が、自治会員320名で地縁団体の申請を町へ提出。同日峨瀬自治会長宮本氏が、自治会員に集会所建設の再開をする旨の文書を配布。平成15年7月30日、町は峨瀬自治会に地縁団体を認可。しかし、この地縁団体の設立に関し、地元峨瀬自

治会員より地縁団体の説明を聞いていないとの連絡があり、町の認可には問題があると思います。

3年間の要約を述べましたが、数々の虚偽公文書の中で、峨瀬自治会集会所建設着工に至らしめたのは、まぎれもなく町長が平成12年6月5日に交付した町有地及び土地開発公社の土地使用承諾書であり、その前提となる町有地の施設協力金1,440万円の寄付金を地元峨瀬自治会に還元するという法律はどこにもありません。また、工事中止とした理由は、地縁団体の設立の有無としていますが、それならばなおさら町有地や土地開発公社の土地をなぜ峨瀬自治会に使用させたのか。これらの行為はまさしく町長の背任行為であり、行政の私物化であります。

我々町議会議員は、町民から選挙で選ばれ、公金の不正支出を監視する責務があります。このような土地、1,440万円、補助金1,890万5,000円という不当な公金の支出を決して許すことはできません。また、町行政の失態をつくろうため、とにかく集会所を建ててしまえばいい、町民からしても納得のいかない町行政の偏った実態であります。このような議案を可決することは、議会の公文書の監査機能が果たせず、町民からすれば、このような議案は要らないという結果につながると思います。

また、今朝の全員協議会でも明らかになったように、地縁団体設立においても、地元自治会員5名が連盟で、地縁団体の設立は知らなかった、もっと多数おられるというような文書が出てきたにもかかわらず、十分な調査もせず、自治会長に調査を指導し、断られたにもかかわらず議案を出すという姿勢は大いに問題があります。まして現在の自治会員とは構成が異なる3年前の自治会総会の決議があるからというのは、大いな疑問が残ります。この件だけでも継続審査に値すると思います。町行政は、法律や条例に基づき万人に公平、公正であるとともに、地元住民が混乱し、将来までしこりを残さないための十分な配慮が必要であると思います。

これをもって私の反対討論といたします。

- 議長（森河昌之君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。7番、小野議員。
- 7番（小野隆雄君） 議案第38号 財産の無償譲渡について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

峨瀬自治会では、マンション建設に伴い会員数が著しく増加し、会員が一堂に集まれる集会所の建設をかねてより強く要望されておられました。そういう状況の中で、マン

ション開発業者から集会所用地の寄付を受けることとしたものの、適当な用地を確保できなかったことから、町が業者より集会所建設用地購入費用として寄付金を受け入れ、その寄付金に見合う土地を購入されたものであります。当該集会所建設用地を無償譲渡することは、町と地元自治会との当初からの約束でもあり、また議会としても住民の利益のため了承していたことでもあります。

今般、地元自治会が地縁による団体の設立認可を受けられ、集会所建設の再開をされますことから、地元自治会とされても、当該集会所建設用地としての受け入れの条件が十分整ったと言えると思っております。

これらの経緯を踏まえ、集会所用地を地元峨瀬自治会に無償譲渡することは、当自治会が行う総合的かつ適正な財産管理に資するものであり、また当自治会のみならず付近自治会にとりましても、活動拠点が充実することにより、地域自治会の自主的な活動の促進が図れるものと期待をしております。

総務常任委員会での要望、また議長、総務常任委員長の特別の配慮により、先ほどの全員協議会で理事者側への意見のあったことなどを十分に咀嚼し町政に反映されること、また今後の住民のコミュニティ意識の醸成や活動支援を積極的に推進されることを期待して私の賛成意見とさせていただきます。どうぞ議員皆様の良識をお願いいたします。

○議長（森河昌之君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案どおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（森河昌之君） 起立多数であります。よって議案第38号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて議案第39号 消防ポンプ自動車購入についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第39号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第40号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてを

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第40号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第41号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第41号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第42号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第42号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第43号 平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第43号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第44号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第44号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第45号 奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてをお諮り

いたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって議案第45号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって承認第8号については、満場一致で承認いたしました。

続いて、認定第3号 平成14年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対する議員の意見を求めます。13番、木澤議員。

○13番(木澤正男君) それでは、平成14年度一般会計の決算に対して反対の意見を述べさせていただきます。

今回の決算状況を見させていただく中で、組まれた予算の執行が果たして住民の要求に照らして妥当なものであったか、また費用対効果として評価できるものかどうかという点から意見を述べさせていただきます。

まず1点目、住民基本台帳ネットワークシステムについて、地方自治体に莫大な費用負担を強いて進められており、斑鳩町では平成14年度においても、システムの電子化など合わせて約2,580万円を支出していますが、確かに全国どこの市区町村でも住民票の写しの交付が受けられるなど便利な面はあるにせよ、以前から心配がされていたように、個人情報保護法がいまだに整備されないままです。行政機関による個人情報の目的外利用を罰する規定はなく、また警察からサラ金業者に情報が漏れるなどの報道がされ、現実には個人情報が売買されているというのが現状であります。住民が安心して使えるシステムになっていないため、既に平成15年8月25日から住民基本台帳カードの登録が始まりましたが、斑鳩町では9月24日までの1カ月の申請件数が実に20件という非常に少ない数字です。安全面や費用対効果といった面において、国から言われる事業であっても、本当に住民のためになるものかどうか疑問を持ち、今後さらに地方

分権が進む中、町として町民に対し、より一層責任ある対応をしていただきますようお願いいたします。

次に、2点目ですが、人権問題職員研修の実施として、職員が部落解放同盟の研究大会に参加していることについて、県も共催しているということですが、一同盟に対し町が予算を組んで参加をするということに対しましては、納得ができないと申し上げておきます。

さらに、3点目として、安堵町小集落地区改良事業につきましては、日本共産党として以前から一貫して、これは特別な事業ではなく一般事業化すべきであると申し上げてきました。この事業は、時限立法によって、平成13年をもって終結しており、現在一般財源化されておりますが、今後についてもそのような趣旨を踏まえた取り組みをされることを強く要望いたします。

4点目に、JR法隆寺駅周辺整備事業ですが、967万円を支出しているのですが、駅舎改築に当たっては、バリアフリー化が根本の目的であるはずなのに、現在の駅北口における昼間の駅員無配置の状態が改善されていません。また、駅東側の踏切幅についても、行政として住民の声を受けとめ、JRに出向き交渉を行っていただくなど大変ご苦勞をいただいていることには感謝いたしておりますが、住民の要求に応える形での対応になっていないということを指摘させていただきます。

加えまして、今後交渉していく法隆寺駅舎改築のJR側の費用負担の問題も含め、幾ら民営化されたとはいえ、公共交通機関の責務を負う企業として、JRに対し、公共意識を持ち、社会的責任をしっかりと担っていただけるよう町としてそのことをしっかりと意識し、交渉に当たっていただきますよう強く要望いたします。

5点目として、緊急雇用対策事業への取り組みについて、以前から緊急雇用創出特別交付金の活用について、一般質問でもたびたび取り上げられていたように、その存在を行政としても認識をされていたはずですが、平成14年度の取り組みとしては非常に弱く、決算書を見る限りでは活用不足であると指摘いたします。平成15年度は、予算の段階から積極的に取り組んでいただいておりますが、近年の雇用状況を見ましても、行政として住民から最も必要とされている事業の一つであることをしっかりと認識いただき、今後につきましてもさらなる創意工夫を持って雇用創出に力を注いでいただきますよう要望いたします。

以上、主な点について述べさせていただきました。その他にも、三代川改修に加え色

々な懸案事業がございますが、今後それらの事業につきましても最大の努力をさせていただきたいと思っております。

最後になりますが、色々な面で努力いただき、評価すべき点もたくさんあるということとは認識しておりますが、地方分権が進む中、国からの押し付けではなく、住民の暮らしや福祉を守るという立場から、町として独自性を持って、住民が主人公のまちづくりを目指し、より一層の努力をさせていただきますようお願いいたしまして私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 次に、本案を認定することに賛成する議員の意見を求めます。12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 認定第3号 平成14年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成する立場から意見を申し述べさせていただきます。

厳しい財政環境の中、第3次斑鳩町総合計画の実現に向け、本町が直面する課題への的確な対応と重点施策の着実な推進に積極的に取り組んでこられました。その主な取り組みについて見てみますと、1つ目の「ともに生き心ふれあうまちづくり」では、町制55周年記念事業としてコスモスライブを実施し、コミュニティ意識の醸成を図るとともに、男女共同参画社会の推進では、女性総合相談窓口を設置するなど女性に対する暴力をはじめとした人権侵害や女性が抱えるさまざまな問題に対応できる体制を引き続き整備されたところであります。

2つ目の「すこやかにともに生きる福祉のまちづくり」では、高齢者福祉への対応として、各種サービスの実施により、高齢者が自立した生活がおくれるよう引き続き支援するとともに、障害者福祉の推進では、精神障害者に対する保健福祉事務の市町村移管に的確に対応されたところであります。また、児童福祉の充実として、斑鳩学童保育室の建て替えを実施するとともに、引き続き保育サービスの充実に努められておられます。

3つ目の「文化の香り高く心豊かなまちづくり」では、教育、人づくりの充実では、次世代を担っていく子どもたちに生きる力を育むため、総合的な学習の時間を中心に、各学校の創意工夫を生かして教科の枠を超えた学習が行えるようその充実を図るとともに、各種芸術、文化の発展と意識の向上を図るため、文化芸術振興を目的とした事業を統合して、「いかるがの里文化芸術祭」を開催されました。

4つ目の「潤いのある魅力的なまちづくり」では、いかるがパークウェイを中核事業

として、都市計画道路法隆寺線、法隆寺・藤ノ木線、町道整備5カ年計画等の整備により町内基幹道路の着実な整備が図られました。また、老朽化した五百井、興留の町営住宅の建て替えを進められました。

5つ目の「安全で快適なまちづくり」では、公共施設の環境管理を徹底するとともに、地元企業及び住民の環境保護に対する認識を向上させるため、ISO14001の認証取得をされたところであります。

6つ目の「にぎわいのあるまちづくり」では、聖徳太子ゆかりの道である太子道を歩くイベント、「太子道ウォーク古代ロイヤルロードを行く」を開催し、太子道を考える機会を提供するとともに、町内外へ地域文化の発信が行われました。

これらのことから、町としては、今日の厳しい財政環境の中ではありますが、住民の要請に応じて、住民福祉の向上を図るため、諸施策の推進に真剣に取り組まれてきたものと考えます。

なお、最後に監査意見書及び決算審査特別委員会で議論されたことについては真摯に受けとめ、さらなる町政の発展を願い、町行政の一層の努力をお願いし、私の賛成意見といたします。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（森河昌之君） 起立多数であります。よって認定第3号については、賛成多数で認定いたされました。

続いて、認定第4号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって認定第4号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第5号 平成14年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって認定第5号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第6号 平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって認定第6号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第7号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって認定第7号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第8号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって認定第8号については、満場一致で認定いたされました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程1、発議第7号 イラク復興支援での自衛隊派遣、平和貢献に関する意見書について、追加日程2、発議第8号 県立高校の再編計画の見直しを求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって追加日程1、発議第7号 イラク復興支援での自衛隊派遣、平和貢献に関する意見書について、追加日程2、発議第8号 県立高校の再編計画の見直しを求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1、発議第7号 イラク復興支援での自衛隊派遣、平和貢献に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） それでは、意見書の朗読により議員発議にかえさせていただきます。

発議第7号

イラク復興支援での自衛隊派遣、平和貢献に関する意見書について  
標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成15年9月25日提出

議会議員

小 野 隆 雄

浦 野 圭 司

嶋 田 善 行

飯 高 昭 二

西 谷 剛 周

里 川 宜志子

中 川 靖 広

イラク復興支援での自衛隊派遣、平和貢献に関する意見書

イラク復興支援は、国際社会の総意となり、日本など国連加盟国がイラク支援に参加する道が開かれた。イラクの民衆は、一刻も早く復興を求めていることから、政府は、今回成立した法律に基づいて、自衛隊派遣を含めあらゆる復興支援・人道支援に全力を挙げて取り組もうとされている。復興支援・人道支援活動については、医療、被災民の帰還援助、食料、医療、その他の生活関連物資の配布等を予定されている。

自衛隊派遣については、現地の治安状況やインフラの整備などを考えると、食事や衛生、安全確保、物資輸送などを自前でできる自己完結型の組織でなければ十分な支援ができないことは理解できる。

しかし、今回のバクダットの国連事務所が爆弾テロの標的になったことから、非戦闘地域でも、自衛隊が標的にされない保障はない。

このことから、政府に対し、自衛隊派遣に際しては、事前に十分な現地調査を実施し、派遣隊員の安全に万全を期して頂きたい。また、非戦闘地域の認定を厳格にして頂き

たいことを強く要望すると共に、イラク再建、中東地域の平和と安定のために、慎重に進めていただき、平和な国際社会の実現に貢献されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年9月25日

奈良県斑鳩町議会

以上、よろしく申し上げます。

○議長（森河昌之君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって発議第7号 イラク復興支援での自衛隊派遣、平和貢献に関する意見書については、満場一致で可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

続いて、追加日程2、発議第8号 県立高校の再編計画の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、発議第8号 県立高校の再編計画の見直しを求める意見書について提案させていただきます。

それでは、議案書を朗読します。

発議第8号

県立高校の再編計画の見直しを求める意見書について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成15年9月25日提出

議会議員

木澤正男

里川宜志子

県立高校の再編計画の見直しを求める意見書

それでは、意見書を朗読します。

奈良県教育委員会は6月13日、「県立高校再編年次計画」を発表しました。この再編計画は、十分な準備、検討期間もなく来年度から実施されようとしています。それにともない計画実施に対しては、子どもたちに行き届いた教育を願う教職員、保護者、住

民たちから多くの戸惑いの声、不安、批判があがっております。

一般的に、生徒達の学校選択の基準は学力だけでなく、校風、クラブ活動、制服、通学距離など色々な要素がありますが、来年度に8校4グループの統廃合だけが具体化された今回の再編計画では、新しく統合される学校の入試レベルもわからないままに、受験を控えた現中学3年生の志望校の決定に大きな不安があります。2005年度に統合される10校5グループをはじめ、廃校になる学校に来年度受験する生徒がはたしてどれだけいるのか、中学校や父母の間にも心配の声が広がっています。

また、県立高校の再編計画は、奈良県の次世代を育てる重要な、県民的課題です。高校再編計画策定委員会の報告でも、「生徒や保護者はもとより、地域の人々や広くは県民に周知し、理解を図るとともに、その意見や指摘は率直に受け止めて、改善の努力を怠らないことが必要」と強調しているところです。

よって、県においては、計画を広く県民に周知し、県民的合意を形成するためのとりくみを進めるため、県立高校再編計画の見直しをされるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成15年9月25日

奈良県斑鳩町議会

どうかご採択のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議ありとのことです。よってこれより討論を行います。

初めに、本案に反対する議員の意見を求めます。6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 反対の立場から意見を申し上げます。

県立高校の再編計画の見直しを求める意見書について、反対の立場から意見を申し上げます。

奈良県教育委員会は、平成12年7月に県立高校将来構想審議会を発足し、今後の県立高校の目指す方向や高校の適正な規模及び配置などについて審議され、平成13年9月に県教育委員会教育長に答申され、以来県教育委員会の慎重な審議、また県民の意見を聞くために成人5,000人、高校生1,600人、中学生1,200人を対象にア

ンケート調査をされ、広く県民の意見も聞き、高校の再編をされたものであります。

また、少子化から、高校の入学対象者が減少する中、高校教育の基礎基本の充実、豊かな心を育てる、生徒の能力や適性、興味、関心、進路に応じた選択ができるよう高校の再編を、生徒たちが行ける高校から行きたい高校への転換を図られたこととなります。

奈良県の自然や歴史、文化的遺産継承や発展の取り組み、近年の産業の動向や地域の特性を踏まえ、今後求められた高校教育に十分応える学校運営の教育の充実に努めていくことを願ひまして反対意見といたします。

どうぞ皆さんのご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（森河昌之君） 次に、本案に賛成する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、県立高校再編計画の見直しを求める意見書につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の県立高校再編年次計画については、余りにも拙速で乱暴なやり方であるということ、そして町教育委員会なども、子どもたちにかかわる重要なことなのに、こういうやり方に問題意識が持たず、県がやることだから何でももつともだと考えているところに大きな問題があるということをもっと申し上げたいと思います。

そして、先ほどの反対の討論をされた中にございでしたが、アンケートは確かにとられました。けれども、先ほど申されたように、人口との対比を考えますと、ごくわずかな一握りの方にアンケートをしたということで終わっている状況であるということも申し述べさせていただきます。

そして、この意見書にあるように、6月13日に発表されましたこの計画を、統廃合となる当事校の教職員に知らされたのは、6月11日だと聞いています。十分な協議もなく、行政主導のこのやり方は、人を育てる学校にはそぐわない。民主的な教育的配慮がなされるべきであると考えます。

文化、伝統、歴史を大切にす斑鳩町としても、それぞれの学校が持つ文化、伝統、歴史が統廃合によりどうなっていくのか、どうしようとしているのか、これも重要なことと考えるべきではないでしょうか。自分の母校を大切に思う気持ちなど、それこそ今の教育の中で育てなければならない部分であると思います。

また、近来にない大不況のもと、97%とも98%とも言われる高校への進学率を考

え、県立高校に行きたくても行けない子どもたちが路頭に迷うようなことがないように、十分な進路指導が保障された形での計画実行とするべきだと考えます。

こういった問題点、さまざまな観点を無視したやり方ともとれる今回の再編計画は、大きな混乱を避け、子どもたちの健やかな成長を第一のポイントとして、県教育委員会におかれましては、一旦募集要綱を発表されましたが、計画を凍結し、県民的合意を得られるような施策をとられ、教育の場らしく人間を大切にしたりやり方で進めていただけるよう計画の見直しという英断を求めたいと思ひましてこの意見書の賛成討論をさせていただきます。どうか議員皆様の深いご理解を賜りますよう心からお願いをいたしまして私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（森河昌之君） これをもって討論を終結いたします。

本件については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（森河昌之君） 起立少数であります。よって発議第8号 県立高校の再編計画の見直しを求める意見書については、賛成少数で否決いたしました。

続いて、日程5、各常任委員会の先進地視察についてを議題といたします。

各常任委員長から、各常任委員会の先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第121条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、お手元に配付いたしております計画書のとおり先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって各常任委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたしました。

続いて、日程6、議会運営委員会の先進地視察についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会の先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第121条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、お手元に配付いたしております計画書のとおり先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって議会運営委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたしました。

続いて、日程7、都市基盤整備特別委員会の先進地視察についてを議題といたします。

都市基盤整備特別委員長から、委員会の先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第121条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、お手元に配付いたしております計画書のとおり先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって都市基盤整備特別委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたしました。

続いて、日程8、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。それでは、各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしくお願いを申し上げます。

続いて、日程9、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。それでは、議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月2日に、平成15年第5回町議会定例会を招集し、平成14年度一般会計、各特別会計決算認定を含め19議案を提出させていただいたところ、終始ご熱心にご審議をいただいた結果、いずれの議案につきましても原案どおりご承認を賜り、心より深く感謝を申し上げるとともに、厚くお礼を申し上げます。

決算審査やそれぞれの議案においてご審議をいただいた中でのご意見等や、一般質問でも賜りました貴重なご意見に対しましては、その内容を十分認識し、今後の行政運営に正しく反映させてまいりたいと考えております。どうか議員皆様方には、引き続きよろしくご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成15年度もはや半ばとなり、本年度計画いたしました事務事業も順調に執行させていただいており、行政の円滑な推進のため、賜りましたご意見を十分踏まえ、職員とともども精いっぱい努力してまいる所存でありますので、議員皆様方には引き続きよろしくご指導、ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

朝夕は過ごしやすい気候となりましたものの、日中はまだ暑い日もありそうですので、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森河昌之君） これをもって、平成15年第5回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午後0時15分 閉会）